

サービス管理責任者等実践研修のご案内

令和元年度から令和3年度にサービス管理責任者等基礎研修・ 相談支援従事者初任者研修(2日課程)を修了された方へ

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修は、令和元年度に、研修制度が見直され、分野別の研修が統合されるとともに、新たにサービス管理責任者等としての従事要件の1つである「実践研修」が創設されました。令和元年度以降のサービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修修了者はサービス管理責任者等として、従事するには実践研修の受講が必要です。

■令和5年度の受講対象者について

令和元年度から令和3年度のサービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修2日課程(もしくは5日及び7日課程)修了日以降、実践研修受講日前に相談支援業務又は直接支援業務の実務経験を2年以上満たしているもの

例1:令和元年度から令和3年度にAとB両方の研修を修了

令和元・2・3年度 令和元・2・3年度

A
サービス
管理責任者
等
基礎研修

B
相談支援
従事者
初任者研修
(2日課程)

AとBの両研修を修了後

2年以上の実務経験
(相談支援業務又は直接支援業務)

実践研修
受講対象者

※実践研修を修了した翌年度を初年度として、以降5年度毎に1回更新研修を受講する必要があります。

例2:平成31年3月31日までにA(又はB)の研修を修了し、令和元年度から3年度にB(又はA)の研修を修了

平成29年度 令和元・2・3年度

B
相談支援
従事者
初任者研修
(2日課程)

A
サービス
管理責任者
等
基礎研修

AとBの両研修を修了後

2年以上の実務経験
(相談支援業務又は直接支援業務)

実践研修
受講対象者

※実践研修を修了した翌年度を初年度として、以降5年度毎に1回更新研修を受講する必要があります。

(参考):平成31年3月31日までにAとB両方の研修を修了し、従事要件を満たしている場合

平成27年度
A

平成29年度
B

令和元年度

令和5年度まで

サービス
管理責任者
等研修
(分野別)

相談支援
従事者
初任者研修
(2日課程)

令和元年から令和5年度末までに
更新研修を修了する必要があります。

※実践研修の受講は不要です。

更新研修
受講対象者

※初回の更新研修修了年度の翌年度を初年度として、以降5年度毎に1回更新研修を受講する必要があります。

■経過措置によるみなし配置について

サービス管理責任者等としての実務経験を満たしており、令和元年度から令和3年度までにサービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修2日課程(もしくは5日又は7日課程)を修了し、現在サービス管理責任者等として従事(みなし配置)している方は、両方の研修を修了した日から3年が経過するまでに実践研修を修了しなければ、みなし配置終了後、実践研修を受講するまでの間はサービス管理責任者等として従事することができません。

■令和5年度サービス管理責任者等実践研修実施予定

研修事業者名	大阪府社会福祉事業団	大阪府障害者福祉事業団
募集期間	令和5年4月12日から 令和5年4月27日	令和5年8月16日から 令和5年8月31日
研修期間	【前期】令和5年6月23日～7月28日 【後期】令和5年10月13日～10月27日	【前期】令和5年11月6日～12月22日 【後期】令和6年2月26日～3月13日
会場	大阪市内、豊中市内	堺市内
ホームページ	http://www.osj.or.jp/traininfo/service.html	https://sfj-osaka.net/

問合せ先: 大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課(06-6944-6671)

大阪府ホームページ: <https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/sabikankensyu.html>